

令和元年知多北部広域連合議会第1回臨時会会議録目次

6月28日

一部仮議席の指定について	4
議長の選挙について	5
副議長の選挙について	6
一部議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期について	7
議会運営委員会委員の指名	8
例月出納検査結果報告（1月分～4月分）	8
監査委員の選任について	8
選挙管理委員及び同補充員の選挙について	10
知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について	11
令和元年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）	12
令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	13
議員の派遣について	15
閉会中における議会運営委員会の調査研究付託案件について	15

知多北部広域連合議会会議録（第68号）

1 招集年月日

令和元年6月28日（金） 午後2時05分

2 招集の場所

東海市しあわせ村 保健福祉センター（2階）講義室（議場）

3 応招議員（16人）

1番	早川直久	2番	蔵満秀規
3番	栗野文子	4番	石丸喜久雄
5番	山本正和	6番	小山昌子
7番	鷹羽琴美	8番	鷹羽登久子
9番	伊藤清一郎	10番	泉清秀
11番	竹内慎治	12番	古俣泰浩
13番	小松原英治	14番	長屋知里
15番	秋葉富士子	16番	間瀬宗則

4 不応招議員

なし

5 開閉の日時

開会 令和元年6月28日 午後 2時05分

閉会 令和元年6月28日 午後 2時53分

6 出席議員

応招議員と同じである。

7 欠席議員

なし

8 職務のため議場に出席した議会事務局職員

事務局長 谷川正仁 書記 中川啓

9 説明のため議場に出席した者

広域連合長	鈴木淳雄	副広域連合長	岡村秀人
副広域連合長	宮島壽男	副広域連合長	神谷明彦
選任副広域連合長	佐治錦三	会計管理者	岡田光史
事務局長	伊藤明典	総務課長	田中嘉章
事業課長	小島朋尚	事業課長補佐	安藤直子
事業課長補佐兼認定係長	小泉綾子		

〈関係市町〉

東海市健康福祉監	天木倫子	東海市高齢者支援課長	田中寛二
大府市福祉子ども部長	鈴置繁雄	大府市高齢障がい支援課長	近藤恭史
知多市長福祉部長	市田政充	知多市長寿課長	石川義章
東浦町健康福祉部長	馬場厚己	東浦町ふくし課長	鈴木貴雄

10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		一部仮議席の指定について	
2	選挙 1	議長の選挙について	
3	〃 2	副議長の選挙について	
4		一部議席の指定	
5		会議録署名議員の指名	
6		会期について	
7		議会運営委員会委員の指名	
8	報告 1	例月出納検査結果報告（1月分～4月分）	
9	同意 1	監査委員の選任について	
10	選挙 3	選挙管理委員及び同補充員の選挙について	
11	議案 1	知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について	
12	〃 2	令和元年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）	
13	〃 3	令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
14		議員の派遣について	
追加		閉会中における議会運営委員会の調査研究付託案件について	

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(6月28日 午後2時05分 開会)

臨時議長（栗野文子）

皆さん、こんにちは。私は、東海市の栗野文子でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を執り行いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は16人で定足数に達しております。

ただいまから、令和元年知多北部広域連合議会第1回臨時会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

臨時議長（栗野文子）

会議に先立ち、広域連合長から御挨拶をいただきます。

広域連合長（鈴木淳雄）

皆さん、こんにちは。

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の開会に当たり一言御挨拶申し上げます。

本日は、広域連合議会の第1回臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

今回の臨時会におきましては、議会側人事案件のほか、当局といたしましては、監査委員の選任、介護保険条例の一部改正とそれに伴う補正予算の4件を提出させていただいております。

議案の内容につきましては後ほど御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御賛同をいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

臨時議長（栗野文子）

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

まず、日程第1、「一部仮議席の指定について」を行います。

一部仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

臨時議長（栗野文子）

日程第2、選挙第1号「議長の選挙について」を行います。

議長の選挙は、知多北部広域連合規約第10条第1項の規定により行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選、いずれの方法といたしましょうか。

5番（山本正和）

議長の選挙の方法は、指名推選が適していると考えます。

以上です。

臨時議長（栗野文子）

ただいま、議長選挙の方法は指名推選との御発言がございました。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選によることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

どなたか御指名を願います。

5番（山本正和）

議長には、小松原英治議員が適任であると考えます。小松原英治議員を議長に推薦いたします。

以上です。

臨時議長（栗野文子）

お諮りいたします。

ただいま指名推選の御発言がございました小松原英治議員を、議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、小松原英治議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小松原英治議員は議場におられますので、本席から議長に当選されたことを告知いたします。

ここで、当選されました小松原英治議長に御挨拶をお願いいたします。

議長（小松原英治）

東浦町の小松原でございます。

ただいま皆様の御推挙をいただき、知多北部広域連合議会の議長の要職に就くことになりましたことは、誠に身に余る光栄であるとともに、その重責を痛感している次第でございます。

甚だ微力ではございますけれども、広域連合議会が十分にその役割を果たし、住民の付託

に比べられるよう誠心誠意努力し、職務を遂行していく所存でございますので、今後とも皆様方の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

臨時議長（栗野文子）

ありがとうございました。

これをもちまして、私の臨時議長としての職務は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

それでは、小松原議長、議長席にお着き願います。

（臨時議長、議長と交代）

議長（小松原英治）

それでは、会議を続けます。

日程第3、選挙第2号「副議長の選挙について」を行います。

副議長の選挙は、知多北部広域連合規約第10条第1項の規定により行うものです。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選、いずれの方法といたしましょうか。

11番（竹内慎治）

副議長の選挙の方法は指名推選が適していると考えますので、よろしくお祈りいたします。

議長（小松原英治）

ただいま、副議長の選挙の方法は指名推選との御発言がございました。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選によることに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

どなたか御指名をお願いします。

11番（竹内慎治）

副議長には、大変経験が豊富でございます早川直久議員が適任であると考えますので、早川直久議員を副議長に指名をさせていただきます。

議長（小松原英治）

お諮りいたします。

ただいま指名推選の発言がございました早川直久議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、早川直久議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました早川直久議員が議場におられますので、本席から副議長に当選されたことを告知いたします。

ここで、当選されました早川直久副議長に御挨拶をお願いいたします。

副議長（早川直久）

東海市の早川直久です。

今回、皆様方の御推挙によりまして、副議長の要職に就くこととなりました。与えられました責任の重さを感じているところでございます。

本広域連合議会の運営が円滑に行われますよう懸命に努力して、また、議長をサポートしていきたいと思っておりますので、皆様方の御支援、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（小松原英治）

ありがとうございました。

議長（小松原英治）

続いて、日程第4、「一部議席の指定」を行います。

議席は、知多北部広域連合議会会議規則第4条第1項の規定により、ただいま御着席の議席のとおり指定いたします。

議長（小松原英治）

日程第5、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、1番早川直久議員、2番蔵満秀規議員を指名いたします。

議長（小松原英治）

次に、日程第6、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定しました。

議長（小松原英治）

次に、日程第7、「議会運営委員会委員の指名」を行います。

委員定数4名に対し、現在欠けております3名について、議会運営委員会条例第5条の規定により、小山昌子議員、泉清秀議員、長屋知里議員を指名いたします。

この際、暫時休憩といたします。

（午後2時15分 休憩）

（午後2時30分 再開）

議長（小松原英治）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に行われた議会運営委員会の正副委員長の互選結果を御報告いたします。

委員長に泉清秀議員、副委員長に小山昌子議員が選任されました。

以上で「議会運営委員会委員の指名」を終わります。

なお、お手元にありますように、先ほどの議会運営委員会において協議をいたしまして、議事日程について「議事日程（追加）」のとおりに決めましたので、そのとおりに議事を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（小松原英治）

日程第8、報告第1号「例月出納検査結果報告（1月分～4月分）」を議題といたします。本件につきましては、監査委員から当職宛てに報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

以上で、日程第8、報告第1号「例月出納検査結果報告（1月分～4月分）」を終わります。

議長（小松原英治）

続いて、日程第9、同意第1号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鷹羽琴美議員の退席を求めます。

(鷹羽琴美議員 退席)

議長（小松原英治）

提出者から、提案理由の説明を求めます。

広域連合長（鈴木淳雄）

ただいま上程になりました同意第1号「監査委員の選任について」御説明申し上げます。

現在、識見を有する者として選任されております監査委員の田中奈美氏が、6月30日をもって4年の任期満了を迎えます。

また、議員のうちから選任されておりました向山恭憲氏につきましても、去る4月末に議員任期が満了となりましたので、それぞれにおいて後任を選任するものでございます。

知多北部広域連合規約の規定に基づきまして、識見を有する者としては田中奈美氏を、広域連合議員からは鷹羽琴美氏を監査委員に選任いたしたく、提案させていただくものでございます。

両氏の主な公職歴は、裏面参考資料のとおりでございます。

田中氏は、人格高潔にして財務に関する経験が豊富で、優れた識見を有しており、さらに、平成27年7月から1期4年の監査委員の御経験もあり、適切な監査をしていただけるものと考えております。

また、鷹羽氏も人格高潔で大府市議会議員を始め豊富な公職経験をお持ちであります。

両氏ともに監査委員の適任者と存じますので、選任の御同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（小松原英治）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、同意第1号「監査委員の選任について」は、原案に同意することと決定いたしました。

鷹羽琴美議員の入場をお願いいたします。

(鷹羽琴美議員 入場)

議長（小松原英治）

ただいま選任の同意をいたしました監査委員の鷹羽琴美議員に御挨拶をいただきます。

監査委員（鷹羽琴美）

ただいま当広域連合の監査委員に選任されました鷹羽琴美と申します。

大変光栄に存じますとともに、職務の重要性を感じている次第です。

微力ではございますが、誠心誠意、職務を遂行して参りたいと思っておりますので、何とぞ御指導賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小松原英治）

ありがとうございました。

続いて、日程第10、選挙第3号「選挙管理委員及び同補充員の選挙について」を議題といたします。

選挙管理委員及び同補充員の選挙は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することとしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員を指名いたします。

当連合選挙管理委員には、市町の選挙管理委員会において、識見もあり経験豊かな稗田とし恵さん、鈴木芳秋さん、伊藤保さん、長坂一興さんを指名いたします。

続いて、同補充員の指名をいたします。なお、補充順位は指名順といたします。

補充員には、同じく市町の選挙管理委員会において経験豊かな水野幸夫さん、杉江香代子さん、竹内清俊さん、樋口英雄さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を、選挙管理委員及び同補充員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、稗田とし恵さん、鈴木芳秋さん、伊藤保さん、長坂一興さんが選挙管理委員に、水野幸夫さん、杉江香代子さん、竹内清俊さん、樋口英雄さんが同補充員に当選されました。

議長（小松原英治）

続いて、日程第11、議案第1号「知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（伊藤明典）

ただいま上程になりました議案第1号「知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、平成31年3月29日に公布されました介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正をする政令による介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の減額賦課に関する規定を整備するため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第5条の第1項は元号改正に伴う改正を、第3項は、所得段階が第1段階の第1号被保険者の保険料を、令和元年度及び令和2年度を2万1,300円とするものでございます。

第4項並びに第5項は、新たに軽減が行われることとなった所得段階が第2段階並びに第3段階の第1号被保険者の保険料を、第3項と同様にそれぞれ規定するものでございます。

第7条は、字句の整理でございます。

2ページをお願いします。

附則の第1条は施行期日で、この条例は公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成31年4月1日から適用するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（小松原英治）

これより質疑に入ります。お手元に配付しました議案質疑の通告一覧の順序に従い、質疑をしていただきます。

12番古俣泰浩議員の発言を許します。

12番（古俣泰浩）

1点お願いします。ただいまの知多北部広域連合介護保険条例第5条第3項から第5項の改正内容の詳細についてお伺いいたします。

議長（小松原英治）

お答え願います。

事業課長（小島朋尚）

御質問の介護保険条例第5条第3項から第5項の改正内容の詳細についてでございますが、所得段階が第1段階から第3段階までの低所得者の第1号被保険者保険料について、軽減率の調整を行うもので、軽減強化が完全実施となる令和2年度の保険料率が、国の定める割合と同等となるようにするものでございます。

国は、令和2年度の保険料率を、第1段階は0.3、第2段階は0.5、第3段階は0.7と予定しており、今回の介護保険法施行令の改正は、令和元年度の保険料率を定めるもので、消費税増税が10月からであることから、半年分を考慮し、現行と令和2年度の保険料率の中間の割合としたものでございます。

当広域連合におきましては、第1段階の平成30年度の保険料率0.4から、令和2年度に国と同様の保険料率0.3とするため、令和元年度は中間の割合0.35により算出した保険料額、2万1,300円とするものでございます。

同様に、第2段階は保険料率を0.575とすることから保険料額を3万5,000円とし、第3段階は保険料率を0.725、保険料額を4万4,100円とするものでございます。

以上でございます。

議長（小松原英治）

答弁は終わりましたが、古俣議員、再質問ありますか。

12番（古俣泰浩）

結構です。

議長（小松原英治）

以上で12番古俣泰浩議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号「知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（小松原英治）

続いて、日程第12、議案第2号「令和元年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1

号) 」及び日程第13、議案第3号「令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」を一括議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長(伊藤明典)

ただいま上程になりました議案第2号及び議案第3号につきまして、一括して御説明いたします。

初めに、議案第2号「令和元年度知多北部広域連合一般会計補正予算(第1号)」について御説明いたします。

今回の補正予算は、介護保険条例の一部改正による、所得段階が第1段階から第3段階である者の第1号被保険者保険料の軽減強化を行うことから、軽減分の負担調整に伴うもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,722万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ34億1,753万5,000円とするものでございます。

8、9ページをお願いします。

2の歳入でございます。2款国庫支出金、1項1目国庫負担金は、軽減分の国の負担割合である2分の1に当たる2,861万2,000円を増額するものでございます。

3款県支出金、1項1目県負担金も同様に、県の負担割合である4分の1に当たる1,430万6,000円を増額するものでございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、軽減分の市町負担割合分の財源として財政調整基金を活用することから、1,430万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

10、11ページをお願いします。

2款総務費、1項1目一般管理費は、国、県、市町それぞれの軽減負担分を介護保険事業特別会計に繰り出すため、5,722万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案第3号「令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」について御説明いたします。

今回の補正予算は、一般会計補正予算で御説明いたしました軽減強化に伴うもので、歳入予算の補正を行うものでございます。

4、5ページをお願いします。

2の歳入でございます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は、軽減強化に伴う収入減のため、5,722万5,000円を減額するものでございます。

6款繰入金、1項5目低所得者保険料軽減繰入金は、国、県、市町それぞれの軽減負担分を一般会計から繰り入れるもので、5,722万5,000円を増額するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長(小松原英治)

これより一括質疑に入ります。

12番古侯泰浩議員の発言を許します。

12番（古侯泰浩）

1点お願いします。議案第3号「令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の歳入、4ページ、5ページ、1款1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料、この対象となる所得段階それぞれの対象人数と金額についてお伺いいたします。

議長（小松原英治）

お答え願います。

事業課長（小島朋尚）

御質問の対象となる所得段階それぞれの対象人数と金額についてでございますが、所得段階が第1段階の対象人数は9,250人、軽減金額は5,550万円でございます。当初予算で計上しておりました軽減金額と比較して、2,820万円の増額でございます。

新たに軽減措置を規定しました第2段階では、対象人数は5,000人、軽減金額は2,250万円、また、第3段階では4,350人、652万5,000円でございます。

以上でございます。

議長（小松原英治）

古侯議員、再質問ありますか。

12番（古侯泰浩）

大丈夫です。ありません。

議長（小松原英治）

以上で12番古侯泰浩議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号「令和元年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号「令和元年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

議長(小松原英治)

次に、日程第14、「議員の派遣について」を議題といたします。

お手元に配付いたしました「議員の派遣について」のとおり、令和元年度議会行政視察について、長野県の木曾広域連合及び北アルプス広域連合における介護保険事業に対する調査を目的に、期間といたしましては、令和元年7月9日から10日の2日間、議員全員を派遣するものであります。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、配付いたしました「議員の派遣について」のとおり派遣することに決定いたしました。

議長(小松原英治)

続きまして、先ほど追加になりました「閉会中の議会運営委員会の調査研究付託案件について」を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました「閉会中における議会運営委員会の調査研究付託案件」を議会運営委員会に付託の上、調査が終了するまで閉会中の調査研究事項としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました「閉会中における議会運営委員会の調査研究付託案件」について、議会運営委員会に付託の上、調査が終了するまで閉会中の調査研究事項とすることと決定しました。

議長(小松原英治)

以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から発言の申出がありますので、これを許します。

広域連合長(鈴木淳雄)

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会臨時会の閉会に当たり、一言挨拶をさせ

ていただきます。

今回の臨時会におきましては、私どもから提出させていただきました条例改正、補正予算等につきまして、いずれも原案どおり御議決を賜りましたこと、まずもってお礼申し上げます。

そして、今回御就任されました小松原議長のもと、これまでと同様に充実した議会運営がいただけるものと、私どもも心強い限りでございます。

私どもといたしましても、より良い介護保険制度の運営のため、今後も一層の努力をして参る所存でございます。

議員の皆様には、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（小松原英治）

これもちまして、令和元年知多北部広域連合議会第1回臨時会を閉会いたします。

（6月28日 午後2時53分 閉会）

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 (3番) 栗野文子

議長 (13番) 小松原英治

議員 (1番) 早川直久

議員 (2番) 蔵満秀規